

相監第30号の2
平成30年11月27日

相良村長 徳田正臣 様

相良村代表監査委員 渡 邊 法 光

相良村監査委員 小 善 満 子

定期監査結果報告書の提出について

このことについて、地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査の対象

平成30年4月1日から平成30年10月末日までの一般会計並びに特別会計の事業執行状況、平成29年度繰越明許費にかかる繰越事業実施状況等について全課局を対象に監査を行った。

2. 実施期間

平成30年11月19日から同月26日まで（実質5日間）

3. 実施場所

相良村役場 監査委員室

4. 実施した監査手続き

監査の対象となった事務の執行について、提出された書類並びに提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに必要と認めたその他の監査手続きを実施した。

5. 監査の結果

各課・局ともに全体的には概ね良好に事務処理がなされていた。

また、出張伺い兼命令書、復命書、備品台帳及び出勤簿についても適正に処理されていた。

指導事項、指摘事項については、別添のとおり。

(別添)

指導事項

(1) 総務課

地域づくり事業補助金の申請は、10月現在で、昨年度より3行政区少ない6行政区であった。区長会等での説明はあっているものの、申請数が減っている状況から、制度見直しの時期に来ているのではないか。問題点や条件緩和に向けて制度改正を望む。

(2) 税務課

昨年度は112件の口座振替があっている。本年度においても100件の口座振替があり、口座振替促進キャンペーンの成果が出ている。今後もキャンペーンを継続されたい。

(3) 保健福祉課

昨年度も指摘したが、保健師等の専門員が不足している状態が続いている。引き続き、人員の確保に取り組まれない。

(4) 産業振興課

鮎中間育成施設の老朽化が進んでいるようであるので、修繕、改修を含めた今後の施設の在り方について、漁協との協議が必要と思われる。

(5) 教育委員会

切手受払簿の購入枚数が記載されておらず、残数が確認できない。現物残数と受払簿の残数を合わせておくこと。

生涯学習センターが休館して長い年月が経っている。建物としては再利用が難しいと思われる。今後の整備計画はあるのか。

(別添)

指摘事項

(1) 教育委員会

教育委員会が実施している文教施設の工事は、相良村組織規則によると、村有建物、公営住宅及び文教施設の建築工事は建設課の主管とされており、建設課が実施すべきではないか。

相良村運動公園改修工事について、来年度に繰り越すことがないように入札を早急に実施すること。